

民事訴訟におけるEDRデータの の活用についての課題

～自動ブレーキが作動したことの立証方法と証拠収集方法～



議題

- 自動ブレーキが作動したことの立証責任
- 立証に用いるEDRデータについて
- EDRデータの収集方法について



議題

- 自動ブレーキが作動したことの立証責任

- ※立証責任

- 訴訟上ある要件事実に存在が真偽不明に終わったために該当法律効果の発生が認められないという一方の当事者の受ける訴訟上の不利益又は危険

- 追突車・被追突車のいずれに立証責任があるのか??



議題

• 立証に用いるEDRデータについて

EDRデータ項目	内容
Diagnostic Trouble Codes Exist	診断トラブルコード（システムエラー）が存在すること
Diagnostic Trouble Code	診断トラブルコードの内容を示す、記号
Vehicle Speed (MPH [km/h])	車両速度 (MPH [km/h])
Accelerator Pedal, % Full (%)	アクセルペダルの踏み込み量
Fuel Injection Quantity (mm ³ /st)	燃料噴射量(mm ³ / st)
Engine RPM (RPM)	エンジン回転数 (RPM)
ABS Control Status	アンチブレーキシステム（ブレーキ時、タイヤロックを防止するシステム）が作動したか
Brake Oil Pressure (Mpa)	ブレーキ油圧（Mpa）
Longitudinal Acceleration, VSC Sensor (m/s ²)	前後加速度
Cruise Control Status	クルーズコントロールが作動していたか



議題

- EDRデータの収集方法について

訴訟上、どのような収集手段が考えられるのか

→ 証拠の収集・提出は当事者の責任

立証責任を負う者が収集・提出を行うこととなる

